

KITAGIN NEWS RELEASE 2024

2024年2月1日

各 位

株式会社 北日本銀行

「パートナーシップ構築宣言」の制定について

株式会社北日本銀行（頭取：石塚恭路）は、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指すことを目的として「パートナーシップ構築宣言」を制定しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 制定日

2024年2月1日（木）

2. 宣言内容

別紙のとおり

3. 関連する SDGs 項目



北日本銀行は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

※SDGs は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、2030年までに社会が抱える問題を解決し、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

以 上

[本件に関するお問い合わせ先]

経営企画部（担当：小野寺）
TEL：070-8688-4986

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 企業間の連携・専門人材マッチング・グリーン化の取組

当行では、企業のライフステージに対応し、各種ニーズに対応する機能を集約した「事業コンサルティング室」を設置しております。同室は、本業支援活動全般のフロントに立ち、支援が必要なお取引先と当行本部・営業店・グループ会社・外部提携先等との密接な連携の”橋渡し役”として役割を発揮し、M&A等の事業承継支援、専門人材マッチング、グリーン化の取組など総合的な支援を実施いたします。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当行は、経営理念である「地域密着」「健全経営」「人間尊重」のもと、当行グループ一丸となって、地域の持続的な発展に向け取り組んでおります。

2024年2月1日

株式会社北日本銀行

取締役頭取 石塚 恭路

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。